競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費を支出することに関する財源の活用方針

令和5年5月18日制定

株式会社RICOS(以下、「当会社」とする。)は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、当会社における競争的研究費の直接経費から研究代表者(以下、「PI」とする。)の人件費を支出することにより確保された財源の活用方針(以下「本方針」という。)について、以下のとおり定めるものとする。

(対象となる事業)

- 第1条 本方針の取り扱いの対象となる事業は、次のうちその間接経費が直接経費の30%以上のものとする。
 - 一 競争的研究費のうち、資金配分機関が指定するもの
 - 二 受託・共同研究等による研究担当者の充当経費が認められたもの

(目標)

第2条 本方針は、当会社の事業である「計算科学、計算機科学及び応用力学の分野における研究並びに 知的財産の創出」および研究成果を社会に公表・還元することにより、人類の進歩と社会の発展 に寄与するため、競争的研究費を獲得した PI 等の研究者に対する処遇改善及び優秀な研究者の 持続的確保など、研究環境の整備・強化などを図るとともに、当会社の研究力強化に資すること を目標とする。

(当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策)

- 第3条 PI の希望に基づき、確保された財源については、以下のために活用するものとする。
 - 一 直接経費から人件費を支出した PI 等の研究者に対する研究環境の改善
 - 二 研究者の新規雇用、人材育成のための支援

(執行にあたる留意事項等)

- 第4条 直接経費の使途は、当該研究費を獲得した研究者が、自らの責任において研究の着実な遂行のため支出するものであり、当会社が PI の人件費の支出を強制するものではない。
- 2 統括管理責任者または部門の長は、競争的研究費および受託・共同研究等で獲得した PI 等の研究者が研究活動に専念し、研究活動が確実に実施できるよう、研究時間の確保に努めなければならない。
- 3 本方針については、当会社の研究者の意向および本制度の適用状況を踏まえつつ、必要に応じて 見直しを行うものとする。

(附則)

第5条 本方針に定めるもののほか、PIの人件費の支出に関して必要な事項は、別に定める。